

居宅介護支援重要事項説明書
＜令和 6年 4月 1日現在＞

1 居宅介護支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 カルナライフ
代表者名	代表取締役 稲岡 明子
所在地・連絡先	(所在地) 京都市上京区千本通一条上る泰童片原町651 (電話) 075-464-8891 (FAX) 075-464-8892

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ケアプランセンター カルナ西陣
所在地・連絡先	(所在地) 京都市上京区千本通一条上る泰童片原町651 (電話) 075-464-8891 (FAX) 075-464-8892
事業所番号	2670200829
管理者の氏名	財部 三恵子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算 後の 人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1		0.2	事業所の従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整等一元的に行うこと等。
介護支援専門員	2	1	1	1.5	サービス計画の作成及び他事業者と連携し、サービス提供の手続きを行う。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	上京区・北区・中京区 (別添地図参照)
------------	---------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日等

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	8:30～17:30
営業しない日	土・日曜日・12月29日～1月3日

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務

4 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われな
ない場合があります。その場合、利用者様は1箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い
下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

・当事業所の地域区分は5級地です。(単価：10.7円)

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I(i)	45件未満	11,620円/月	15,097円/月
I(ii)	45件以上60件未満	5,820円/月	7,532円/月
I(iii)	60件以上	3,488円/月	4,515円/月
II(i)	50件未満	11,620円/月	15,097円/月
II(ii)	L件以上60件未満	5,638円/月	7,308円/月
II(iii)	60件以上	3,381円/月	4,387円/月

※IIの算定要件：指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、
事務職員を配置している場合。

・加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金
初 回 加 算	300単位	3,210円/月
入 院 時 情 報 連 携 加 算 (I)	250単位	2,675円/月
入 院 時 情 報 連 携 加 算 (II)	200単位	2,140円/月
退 院 ・ 退 所 加 算 (I) イ	450単位	4,815円/月
退 院 ・ 退 所 加 算 (I) ロ	600単位	6,420円/月
退 院 ・ 退 所 加 算 (II) イ	600単位	6,420円/月
退 院 ・ 退 所 加 算 (II) ロ	750単位	8,025円/月
退 院 ・ 退 所 加 算 (III)	900単位	9,630円/月
通 院 時 情 報 連 携 加 算	50単位	535円/月
緊 急 時 等 居 宅 カ ン フ ェ レ ン ス 加 算	200単位	2,140円/回
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,280円/月

・減算項目

内 容	減算単位
高 齢 者 虐 待 防 止 措 置 未 実 施 減 算	所定単位数×1 / 100
業 務 継 続 計 画 未 策 定 減 算	所定単位数×1 / 100
同 一 建 物 減 算	所定単位数×95 / 100 (5%減算)

(2) 交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。
なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

事業の実施地域を越えた地点から、2km毎	100円
----------------------	------

(3) 利用料等のお支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までに以下の口座に振り込んで下さい。

京都信用銀行西陣支店
普通預金口座 (口座番号873211)
口座名義 株式会社 カルナライフ

※入金確認後、サービス提供証明書と領収証を発行します。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

ケアプランセンター カルナ西陣は、事業所の介護支援専門員その他の従業者が要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする

(2) 運営方針

- ① ケアプランセンター カルナ西陣は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助につとめる。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- ④ 事業の運営に当たっては、保険者、地域包括支援センター、他の在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- ⑤ 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。
- ⑥ 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行う。
- ⑦ 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) その他

事項	内容
アセスメント（評価）の方法及び事後評価	「居宅サービス計画ガイドライン」により利用者様の直面している課題等を評価し、利用者様に説明のうえ、ケアプランを作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（居宅サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年2回、認知症等研修
	年1回、ハラスメント防止研修
	年1回、虐待防止研修

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者 財部 三恵子 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話（075-464-8891） 苦情箱（玄関に設置）
--------------	--

京都市（上京区役所）保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号：075-441-5107
京都市（北区役所）保健福祉センター健 康福祉部健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号：075-432-1366
京都市（中京区役所）保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号：075-812-2566
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-354-9090
第三者委員	夏山 勉（聖トマス大学特任助教） 〒661-8530 兵庫県尼崎市若王子2丁目18番1号 電話番号：06-6491-5000 F A X：06-6391-2591

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

8 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。
- (2) 個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議におい

て、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。
事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

9 利用割合について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日：令和 年 月 日

事業者	住 所	京都市上京区千本通一条上る泰童片原町 651
	事業者（法人）名	株式会社 カルナライフ
	事業所名	ケアプランセンター カルナ西陣
	（事業所番号）	（ 2 6 7 0 2 0 0 8 2 9 ）
	代表者名	稲 岡 明 子

説明者	職 名
	氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人	住 所
	氏 名

（署名・法定）代理人	住 所
	氏 名